

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成26年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員データ

| 区分 | 公務員 | | | | 民間 | | | A/B |
|-------|-----|----------|---------------|-------|-----------------|---------------|-------|------|
| | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均年齢 | 対応する民間 の類似職種 | 平均給与月額 (B) | 平均年齢 | |
| 全体 | 9人 | 264,800円 | 272,878円 | 59.2歳 | — | — | — | — |
| 給食調理員 | 7人 | 254,200円 | 262,629円 | 58.8歳 | 調理士 | 233,100円 | 44.1歳 | 1.13 |
| 用務員 | 2人 | 302,100円 | 308,850円 | 60.8歳 | 用務員 | 202,700円 | 53.7歳 | 1.52 |
| その他 | 人 | 円 | 円 | 歳 | — | — | — | — |

※ 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料月額の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22年～24年の3か年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

| 区分 | 20歳 未満 | 20歳 ～ 23歳 | 24歳 ～ 27歳 | 28歳 ～ 31歳 | 32歳 ～ 35歳 | 36歳 ～ 39歳 | 40歳 ～ 43歳 | 44歳 ～ 47歳 | 48歳 ～ 51歳 | 52歳 ～ 55歳 | 56歳 ～ 59歳 | 60歳 以上 |
|-------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 全体 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 3人 | 5人 |
| 給食調理員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 4 |
| 用務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 |

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国の行政職俸給表（一）適用

イ 各種手当

一般行政職員に同じ（特殊勤務手当は平成17年4月1日に全廃）

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前一年間の勤務成績に応じ、4号俸（用務員＝公務補、給食調理員にあっては57歳を超える場合は2号俸）を標準として昇給。

2 基本的な考え方

余市町行政改革大綱及び推進計画（平成18年2月策定）並びに余市町財政再建推進プラン（平成20年3月改定）において、技能労務職員にあっても平成22年度まで退職に伴う職員の原則不補充を更に平成25年度まで継続し、その後職員数を全体で200人程度の規模にすることを目途として、組織機構の見直しと合わせ計画的な職員採用を進めてきました。

今後、用務員、給食調理員が退職等により人員不足となった場合は、臨時職員の雇用等で対応いたします。

給与制度の見直しに関しては、国や他の地方公共団体との均衡を考慮して、給与水準の適正化を図ります。

3 具体的な取組内容

給料表の適用について、国の行政職俸給表（一）の適用見直しは考えていません。現行では国に準拠した取扱いとなっており、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。

平成17年度当初から、一部技能労務職員に合わせて特殊勤務手当の全廃を行った。

また、給与構造改革における給与への勤務実績の反映を図る人事評価制度導入の検討を進めます。

4 その他

全技能労務職員の平均年齢が59.2歳と極めて高く、今後10年間で11人が定年退職を迎えることとなり、余市町行政改革大綱に基づき民間委託等の実施にあたっては、適正な管理のもと、町民サービスの維持・向上等に留意しつつ、効率性・経済性を考慮し、民間委託等にふさわしい業務については積極的に推進します。

また、費用対効果等に配慮し、事務事業の見直しを進めるとともに、行政の責務と公共性の確保を基本に、指定管理者制度の導入等、運営形態や管理事務を見直し、より合理的・効率的な管理運営を進めます。